

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信 第 1 節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。 ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。 表（略）</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 54 条～第 55 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 47 条の 2 削除</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。） 第 1～第 2 (略)</p>	<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信 第 1 節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。 ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。 表（略）</p> <p>2 通話モードによる通信は、次の区別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイヤル通話</td> <td>通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 番通話（D S A 通話）</td> <td>手動接続通話（当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。）であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの</td> </tr> <tr> <td>手動通話</td> <td>手動接続通話であって、1 0 0 番通話以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 X i の契約者回線からの 1 0 0 番通話は、料金表第 1 表第 3（通信料）に規定する料金着信払通信を利用する場合に限り、行うことができます。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 54 条～第 55 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 手動接続通話の接続の順序等 (手動接続通話の接続の順序等)</p> <p>第 47 条の 2 手動接続通話における接続の順序、非常扱い通話及び緊急扱いの通話等の取扱いについては、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。） 第 1～第 2 (略)</p>	区別	内容	ダイヤル通話	通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信	1 0 0 番通話（D S A 通話）	手動接続通話（当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。）であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの	手動通話	手動接続通話であって、1 0 0 番通話以外のもの
区別	内容								
ダイヤル通話	通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信								
1 0 0 番通話（D S A 通話）	手動接続通話（当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。）であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの								
手動通話	手動接続通話であって、1 0 0 番通話以外のもの								

第3 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1) 通信の条件	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>キ カの規定によるほか、第 40 条 (利用中止) の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ コに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>シ～ス (略)</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) コに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(略)	(略)
(3) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	ア～イ (略)
(略)	(略)
(5) 削除	

第3 通信料

1 適用

通信料の適用					
(1) 通信の条件	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ X i サービスの契約者回線からの手動接続通信 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) は、(5)に規定する料金着信払通信を利用した通話モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、第 40 条 (利用中止) の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>シ サに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>ス～セ (略)</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) サに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>				
(略)	(略)				
(3) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 手動通話については、その通信の申込みを受け付けた時刻により、昼間、夜間、深夜・早朝又は土曜日・日曜日・祝日の料金額を適用します。</p>				
(略)	(略)				
(5) 通信の付加サービスに関する料金の適用	<p>ア 通信の付加サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金着信払通信</td> <td>発信者の請求により、その通信に関する料金をその通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (当社が別に定める協定事業者の契約者を含みます。) が支払うことについて、その契約者 (その通信を受けた者を含みます。) の承諾が得られた場合に通信の接続を行うサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 料金着信払通信は、自動車公衆電話の電話機等への通信、当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた電話番号への通信又は専用回線等接続サービスに係る通信であるときは、取り扱いません。</p> <p>ウ 料金着信払通信を利用して行う通信に関する料金は、その通信料に 2 (料金額) に定める料金着信払通信取扱料を加算したものとし、その通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (その通信が相互接続通信であるときは、その通信の着信のあった協定事業者の契約者) が支払うものとします。</p> <p>エ ウの場合において、その通信が当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信であるときは、その通信に関する料金は、その協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款にかかわらず、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。</p>	種類	内容	料金着信払通信	発信者の請求により、その通信に関する料金をその通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (当社が別に定める協定事業者の契約者を含みます。) が支払うことについて、その契約者 (その通信を受けた者を含みます。) の承諾が得られた場合に通信の接続を行うサービス
種類	内容				
料金着信払通信	発信者の請求により、その通信に関する料金をその通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (当社が別に定める協定事業者の契約者を含みます。) が支払うことについて、その契約者 (その通信を受けた者を含みます。) の承諾が得られた場合に通信の接続を行うサービス				

(略)	(略)
(11) 総合利用プランにおける通信料の適用	ア～キ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信若しくは(6)の2の適用を受ける通信、(13) のアの適用を受ける通信 (通話モードによるものに限ります。)、(15)のアの(イ)適用を受ける通信 (通話モードによるものに限ります。) 及び(20)の適用を受ける通信等とします。
(略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

ア～イ (略)

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

ア～イ (略)

(略)	(略)
(11) 総合利用プランにおける通信料の適用	ア～キ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、手動接続通信若しくは(6)の2の適用を受ける通信、(13) のアの適用を受ける通信 (通話モードによるものに限ります。)、(15)のアの(イ)適用を受ける通信 (通話モードによるものに限ります。) 及び(20)の適用を受ける通信等とします。
(略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

ア～イ (略)

ウ 100番通話 (D S A 通話) に係るもの

料金種別	料金額
	3分まで次の税抜額 (3分を超える1分までごとの料金額は、3分までの料金額の3分の1に相当する額) (かっこ内は税込額)
ワイドスター通信料	405 円(437.4 円)
料金着信払通信取扱料 1 通信ごとに	90 円(97.2 円)

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

ア～イ (略)

ウ 手動接続通信に係るもの

料金種別	料金額	
	100番通話 (D S A 通話)	手 動 通 話
3分まで次の税抜額 (3分を超える1分までごとの料金額は、3分までの料金額の3分の1に相当する額) (かっこ内は税込額)		
ワイドスター通信料	405 円 (437.4 円)	360 円 (388.8 円)

<p>2-2~2-5 (略)</p> <p>第4~第5 (略)</p> <p>第2表~第7表 (略)</p>	<p>料金着信払通信取扱料 1通信ごとに</p>	<p>90円 (97.2円)</p>	<p>90円 (97.2円)</p>
	<p>2-2~2-5 (略)</p> <p>第4~第5 (略)</p> <p>第2表~第7表 (略)</p>		

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ベルギー王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		Proximus PLC	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)							

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ベルギー王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		BELGACOM NV/SA	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)							

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 27 年 7 月 23 日経企第 848 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 経企第 702 号 (平成 26 年 8 月 8 日) の附則第 4 項の(2)のアの (ア) の①の A の b を次のように改めます。

b 削除

4 経企第 702 号 (平成 26 年 8 月 8 日) の附則第 4 項の(2)のアの (ア) の②の A の c を次のように改めます。

c 削除

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信 第 1 節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第 54 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、共用 F O M A に係る通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス (トランシーバプランを除きます。) に係る通信の種類は、パケット通信モード (128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。) 及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス (トランシーバプランに限ります。) に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、F O M A 位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、F O M A プリペイドに係る通信の種類は、パケット通信モードに、F O M A 特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード (128k 通信モードを除きます。) に限ります。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 54 条～第 55 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 62 条 削除</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p>	<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信 第 1 節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第 54 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、共用 F O M A に係る通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス (トランシーバプランを除きます。) に係る通信の種類は、パケット通信モード (128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。) 及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス (トランシーバプランに限ります。) に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、F O M A 位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、F O M A プリペイドに係る通信の種類は、パケット通信モードに、F O M A 特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード (128k 通信モードを除きます。) に限ります。</p> <p>2 通話モードによる通信は、次の区別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: left;">区別</th> <th style="width: 70%; text-align: left;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイヤル通話</td> <td>通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信</td> </tr> <tr> <td>100番通話 (D S A 通話)</td> <td>手動接続通話 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの</td> </tr> <tr> <td>手動通話</td> <td>手動接続通話であって、100番通話以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 F O M A の契約者回線からの 100 番通話は、料金表第 1 表第 3 (通信料) に規定する料金着信払通信を利用する場合に限り、行うことができます。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 54 条～第 55 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 手動接続通話の接続の順序等 (手動接続通話の接続の順序等)</p> <p>第 62 条 手動接続通話における接続の順序、非常扱い通話及び緊急扱いの通話等の取扱いについては、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p>	区別	内容	ダイヤル通話	通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信	100番通話 (D S A 通話)	手動接続通話 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの	手動通話	手動接続通話であって、100番通話以外のもの
区別	内容								
ダイヤル通話	通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信								
100番通話 (D S A 通話)	手動接続通話 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの								
手動通話	手動接続通話であって、100番通話以外のもの								

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1) 通信の条件	<p>ア～セ (略)</p> <p>ソ～チ (略)</p> <p>ツ 子の規定によるほか、第 51 条 (利用中止) の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>テ～ナ (略)</p> <p>ニ ナに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>ニ～フ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) ナに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(略)	(略)
(3) 昼間・夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	ア～イ (略)
(略)	(略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1) 通信の条件	<p>ア～セ (略)</p> <p>ソ F O M Aサービスの契約者回線からの手動接続通信 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) は、(6)に規定する料金着信払通信を利用した通話モードによる通信に限り行うことができます。この場合の提供条件は、X i サービス契約約款に規定するX iに係る手動接続通話に関する提供条件に準じて取り扱います。</p> <p>タ～ツ (略)</p> <p>テ ツの規定によるほか、第 51 条 (利用中止) の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>ト～ニ (略)</p> <p>ヌ ニに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>ネ～ハ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) ニに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(略)	(略)
(3) 昼間・夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 手動通話については、その通信の申込みを受け付けた時刻により、昼間・夜間、深夜・早朝又は土曜日・日曜日・祝日の料金額を適用します。</p>
(略)	(略)

(6) 削除	
(略)	(略)
(9) 総合利用プランにおける通信料の適用	ア～セ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、(7)の2の適用を受ける通信、(13)のイの適用を受ける通信 (通話モードによるものに限ります。) 及び(22)の適用を受ける通信等とします。
(略)	(略)
(12) 特定電話番号への通信料の月極割引 (ゆうゆうコール) の適用	ア～シ (略) (注1) アに規定する当社が別に定める通信は、64kb/s デジタル通信モードによる通信 (3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものを除きます。)、パケット通信モードによる通信及びショートメッセージ通信モードによる通信とします。 (注2) (略)
(略)	(略)
(14) 2年定期契約等に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引) の適用	ア～セ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、(6)に規定する料金着信払通信、(7)の2の適用を受ける通信、(8)に規定する国際ショートメッセージ通信、(22)の適用を受ける通信、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信等とします。
(15) 定期包括割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の月極割引の適用	ア～オ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、 <u>手動接続通信</u> 、(7)の2の適用を受ける通信及び(22)の適用を受ける通信等とします。
(略)	(略)

(6) 通信の付加サービスに関する料金の適用	ア 通信の付加サービスには、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金着信払通信</td> <td>発信者の請求により、その通信に関する料金をその通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (当社が別に定める協定事業者の契約者を含みます。) が支払うことについて、その契約者 (その通信を受けた者を含みます。) の承諾が得られた場合に通信の接続を行うサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 料金着信払通信は、自動車公衆電話の電話機等への通信、当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた電話番号への通信又は専用回線等接続サービスに係る通信であるときは、取り扱いません。 ウ 料金着信払通信を利用して行う通信に関する料金は、その通信料に2 (料金額) に定める料金着信払通信取扱料を加算したものとし、その通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (その通信が相互接続通信であるときは、その通信の着信のあった協定事業者の契約者) が支払うものとします。 エ ウの場合において、その通信が当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信であるときは、その通信に関する料金は、その協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款にかかわらず、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。</p>	種類	内容	料金着信払通信	発信者の請求により、その通信に関する料金をその通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (当社が別に定める協定事業者の契約者を含みます。) が支払うことについて、その契約者 (その通信を受けた者を含みます。) の承諾が得られた場合に通信の接続を行うサービス
種類	内容				
料金着信払通信	発信者の請求により、その通信に関する料金をその通信の着信のあった契約者回線等の契約者 (当社が別に定める協定事業者の契約者を含みます。) が支払うことについて、その契約者 (その通信を受けた者を含みます。) の承諾が得られた場合に通信の接続を行うサービス				
(略)	(略)				
(9) 総合利用プランにおける通信料の適用	ア～セ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、 <u>手動接続通信</u> 、(7)の2の適用を受ける通信、(13)のイの適用を受ける通信 (通話モードによるものに限ります。) 及び(22)の適用を受ける通信等とします。				
(略)	(略)				
(12) 特定電話番号への通信料の月極割引 (ゆうゆうコール) の適用	ア～シ (略) (注1) アに規定する当社が別に定める通信は、64kb/s デジタル通信モードによる通信 (3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものを除きます。)、パケット通信モードによる通信、ショートメッセージ通信モードによる通信及び手動接続通信等とします。 (注2) (略)				
(略)	(略)				
(14) 2年定期契約等に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引) の適用	ア～セ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、(5)に規定する手動接続通信、(6)に規定する料金着信払通信、(7)の2の適用を受ける通信、(8)に規定する国際ショートメッセージ通信、(22)の適用を受ける通信、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信等とします。				
(15) 定期包括割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の月極割引の適用	ア～オ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、 <u>手動接続通信</u> 、(7)の2の適用を受ける通信及び(22)の適用を受ける通信等とします。				
(略)	(略)				

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

(1)(2)以外のもの

ア～イ (略)

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1)(2)以外のもの

ア～イ (略)

2-2～2-5 (略)

第4～第5 (略)

第2表～第7表 (略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

(1)(2)以外のもの

ア～イ (略)

ウ 100番通話(DSA通話)に係るもの

料金種別	料金額	
	3分まで次の税抜額(3分を超える1分までごとの料金額は、3分までの料金額の3分の1に相当する額)(かつこ内は税込額)	
FOMA通信料	405円(437.4円)	
料金着信払通信取扱料 1通信ごとに	90円(97.2円)	

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1)(2)以外のもの

ア～イ (略)

ウ 手動接続通信に係るもの

料金種別	料金額	
	100番通話(DSA通話)	手動通話
	3分まで次の税抜額(3分を超える1分までごとの料金額は、3分までの料金額の3分の1に相当する額)(かつこ内は税込額)	
FOMA通信料	405円(437.4円)	360円(388.8円)
料金着信払通信取扱料 1通信ごとに	90円(97.2円)	90円(97.2円)

2-2～2-5 (略)

第4～第5 (略)

第2表～第7表 (略)

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	オマーン国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Oman Telecommunications Company S.A.O.G.</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	オマーン国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Oman Mobile Telecommunications Company L.L.C.,	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨーロッパ地方	ベルギー王国	(略)	(略)	(略)	(略)
			Proximus PLC	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨーロッパ地方	ベルギー王国	(略)	(略)	(略)	(略)
			BELGACOM NV/SA	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 10 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 27 年 7 月 23 日経企第 848 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 通信 第 1 節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第 31 条 通信には、次の種類があります。 表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 54 条～第 55 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 34 条 削除</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 4 節 通信時間等の測定等 (通信時間等の測定等)</p> <p>第 38 条 通話モード及び 64kb/s 通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻 (第 36 条 (通信の切断) の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。) までの経過時間とし、当社の機器 (相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。) により測定します。</p>	<p>第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 通信 第 1 節 通信の種類等 (通信の種類等)</p> <p>第 31 条 通信には、次の種類があります。 表 (略)</p> <p>2 通話モードによる通信は、次の区別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: left;">区別</th> <th style="width: 70%; text-align: left;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイヤル通話</td> <td>通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信</td> </tr> <tr> <td>100番通話 (DSA通話)</td> <td>手動接続通話 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの</td> </tr> <tr> <td>手動通話</td> <td>手動接続通話であって、100番通話以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第 54 条～第 55 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 2 節 手動接続通話の接続の順序等 (手動接続通話の接続の順序等)</p> <p>第 34 条 手動接続通話における接続の順序、非常扱い通話及び緊急扱いの通話等の取扱いについては、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 4 節 通信時間等の測定等 (通信時間等の測定等)</p> <p>第 38 条 通話モード及び 64kb/s 通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻 (その通信が手動接続通話であって、通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします。) から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻 (第 36 条 (通信の切断) の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。) までの経過時間とし、当社の機器 (相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。) により測定します。</p>	区別	内容	ダイヤル通話	通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信	100番通話 (DSA通話)	手動接続通話 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの	手動通話	手動接続通話であって、100番通話以外のもの
区別	内容								
ダイヤル通話	通信の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信								
100番通話 (DSA通話)	手動接続通話 (当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。) であって、ダイヤル通話ができる契約者回線等へのもの								
手動通話	手動接続通話であって、100番通話以外のもの								

料金表
通則
1～25 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1) 通信の条件	ア～ウ (略) エ～オ (略)
(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	ア～イ (略)
(略)	(略)
(4) 特定電話番号への通信料の月極割引 (ゆうゆうコール) の適用	ア～サ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信及び64kb/s通信モードによる通信とします。
(略)	(略)
(7) ワイドスター通信サービスに係る通信料の適用	ア ワイドスター通信サービスに係る通信に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。) については、2 (料金額) の規定により算定した額の月間累計額 (料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。) から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 表 (略) イ～エ (略)
(略)	(略)

2 料金額

料金表
通則
1～25 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用	
(1) 通信の条件	ア～ウ (略) エ ワイドスター通信サービスの契約者回線からの手動接続通話は、(3)に規定する料金着信払通信を利用した通話モードによる通信に限り行うことができます。この場合の提供条件は、F O M A サービス契約約款に規定する F O M A に係る手動接続通話に関する提供条件に準じて取り扱います。 オ～カ (略)
(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	ア～イ (略) ウ 手動通話については、その通信の申込みを受け付けた時刻により、昼間、夜間、深夜・早朝又は土曜日・日曜日・祝日の料金額を適用します。
(略)	(略)
(4) 特定電話番号への通信料の月極割引 (ゆうゆうコール) の適用	ア～サ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信、64kb/s 通信モードによる通信及び手動接続通話とします。
(略)	(略)
(7) ワイドスター通信サービスに係る通信料の適用	ア ワイドスター通信サービスに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。) に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。) については、2 (料金額) の規定により算定した額の月間累計額 (料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。) から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 表 (略) イ～エ (略) (注) アに規定する当社が別に定める通信は、手動接続通話とします。
(略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの
 2-1-1 2-1-2以外のもの

2-1-2 相互接続通信に係るもの
 (1)(2)以外のもの

2-2~2-5 (略)

第4~第5 (略)

第2表~第7表 (略)

2-1 通話モードに係るもの
 2-1-1 2-1-2以外のもの

(1) ダイヤル通話に係るもの

(2) 100番通話(DSA通話)に係るもの

料金種別	料金額	
	3分まで次の税抜額(3分を超える1分までごとの料金額は、3分までの料金額の3分の1に相当する額)(かっこ内は税込額)	
ワイドスター通信料	405円(437.4円)	
通信相手指定取扱料 1回ごとに	100円(108円)	
料金着信払通信取扱料 1通信ごとに	90円(97.2円)	

2-1-2 相互接続通信に係るもの
 (1)(2)以外のもの

ア ダイヤル通話に係るもの

イ 手動接続通信に係るもの

料金種別	料金額	
	100番通話(DSA通話)	手動通話
	3分まで次の税抜額(3分を超える1分までごとの料金額は、3分までの料金額の3分の1に相当する額)(かっこ内は税込額)	
ワイドスター通信料	405円(437.4円)	360円(388.8円)
通信相手指定取扱料 1回ごとに	100円(108円)	100円(108円)
料金着信払通信取扱料 1通信ごとに	90円(97.2円)	90円(97.2円)

2-2~2-5 (略)

第4~第5 (略)

第2表~第7表 (略)

別表 1～別表 8 (略)

附 則 (平成 27 年 7 月 23 日経企第 848 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 1～別表 8 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ドコM e t 機能 (1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) この機能を利用している契約者は、インターネットメール機能に係る電子メールの受信時において、当社が別に定める方法により、迷惑メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）であることを通知する機能（以下この欄において「迷惑メール自動判定機能」といいます。）を利用することができます。</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p><u>(8) メールアドレスの変更があったときは、その変更があった日について、迷惑メール自動判定機能を提供しません。</u></p> <p>(9) ～(10) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p> <p><u>(注3) 当社は、迷惑メール自動判定機能によって全ての迷惑メールを検知することを保証しません。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	提供条件	<p>ドコM e t 機能 (1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) この機能を利用している契約者は、インターネットメール機能に係る電子メールの受信時において、当社が別に定める方法により、迷惑メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）であることを通知する機能（以下この欄において「迷惑メール自動判定機能」といいます。）を利用することができます。</u></p>	<p>(1) ～(8) (略)</p> <p><u>(8) メールアドレスの変更があったときは、その変更があった日について、迷惑メール自動判定機能を提供しません。</u></p> <p>(9) ～(10) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p> <p><u>(注3) 当社は、迷惑メール自動判定機能によって全ての迷惑メールを検知することを保証しません。</u></p>	<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ドコM e t 機能 (1) ～(3) (略)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) ～(10) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	提供条件	<p>ドコM e t 機能 (1) ～(3) (略)</p>	<p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) ～(10) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p>
種類	提供条件								
<p>ドコM e t 機能 (1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) この機能を利用している契約者は、インターネットメール機能に係る電子メールの受信時において、当社が別に定める方法により、迷惑メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）であることを通知する機能（以下この欄において「迷惑メール自動判定機能」といいます。）を利用することができます。</u></p>	<p>(1) ～(8) (略)</p> <p><u>(8) メールアドレスの変更があったときは、その変更があった日について、迷惑メール自動判定機能を提供しません。</u></p> <p>(9) ～(10) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p> <p><u>(注3) 当社は、迷惑メール自動判定機能によって全ての迷惑メールを検知することを保証しません。</u></p>								
種類	提供条件								
<p>ドコM e t 機能 (1) ～(3) (略)</p>	<p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) ～(10) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p>								
<p>附 則（平成 27 年 7 月 23 日経企第 848 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 3 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとする。</p>									